

利尻小鬼脇中学校「いじめ防止基本方針」

1. はじめに

(1) 「いじめ」についての基本的な考え方

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめ未然防止の観点を重視し、全ての子どもをいじめに向わせることなく、民主的な人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・保護者・関係者が一体となって継続的な取組を進めていく。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- ③ いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その状況を俯瞰的に理解させ、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点を重視するとともに、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていく。

2. いじめの定義

- (1) いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止と豊かな心の育成をめざして、「鬼脇中学校いじめ防止基本方針」を定める。
- (2) 本方針によりいじめは、いじめられた人の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解し、いじめを許さない心情を育てていく。
- (3) 加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざす。

4. いじめ防止等のための取組

(1) 未然防止

「いじめについての基本的な考え」に基づき、下記の取組を通じて未然防止を図る。

- ① 仲間との強い絆を育む安心感と居場所のある学級づくり
- ② よく分かり意欲を高める授業づくり
- ③ 互いのよさや違いを認め合い、人間理解を深める道徳の時間・道徳教育の展開
- ④ 総合的な学習の時間を活用したふるさとに学ぶ体験活動やキャリア教育の推進
- ⑤ いじめ問題など生徒が主体となって考え合う生徒会活動の推進
- ⑥ 感動と喜びのある学校行事の創造
- ⑦ 全校のふれ合いをもとにした全校集団づくりの展開
- ⑧ 情報モラル教育、携帯・スマホ教室の開催
- ⑨ P T A研修活動や保護者懇談会、各種通信による啓蒙活動

(2) 早期発見

「いじめは、大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることから、生徒の些細な変化を見逃さず丁寧な観察を行うことが必要であり、学校全体で進めていく必要がある。したがって、下記の方策をもって、早期発見に努める。」

- ① 丁寧な生徒への対応、観察で得た情報を、全教職員で交換する場を意図的に設ける。
- ② 定期的な「いじめアンケート」を実施する。
- ③ 生徒との信頼関係を築き、定期的および必要に応じて「教育相談」を実施する。
- ④ 必要に応じ、生徒との「連絡ノート」や保護者との懇談などを活用し、生徒に関する情報収集に努める。
- ⑤ 通報・相談窓口を明示し、相談体制の整備を図る。（相談できる外部機関も知らせる）

5. いじめへの対応

「いじめが確認された場合、機敏にかつ組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応・早期解決に全力をつくす。対応の基本を下記の通りとする。」

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- ①発見者はいち早く、管理職・指導部、担任に情報を伝える。
- ②管理職は直ちに「生徒指導対策委員会」を開催し、必要な情報収集と対応方針を確立する。
- ③被害・加害児童生徒および保護者の対応は、学校を上げて組織的に行う。

(2) いじめを受けた生徒への対応

- ①心身の苦痛を共感的に理解し、事実関係を把握する。その際、いじめられた生徒にも責任があるという認識は、遠い見通しとして、問題が沈静化した後の指導として区別する。
- ②把握した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
- ③安心・安全を確保し、「被害生徒」を守りぬく姿勢を示す。
- ④安心して学習や生活が出来るよう環境づくりに努める。
- ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。
- ⑥解決したと思われても、継続して十分な注意を払う。

(3) いじめた側の生徒への対応

- ①事実関係を聴取し、いじめの事実を客観化する。
- ②確認した事実関係は、「委員会」で共有し、保護者との連絡にあたる。
- ③いじめは、「ゆるされない行為」であることを理解させる。
- ④状況に応じて、個別指導や必要な措置を行う。措置の種類によっては教委委員会との連携を図る。
- ⑤個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見て知っていた生徒にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ③見て見ぬふりをする行為やはやし立てる行為は、いじめを助長する行為であることを理解させる。
- ④いじめ問題を考えさせ、根絶への意識を高める。

(5) 家庭との連携

- ①被害・加害生徒の保護者との対応は、原則として複数であたる。
- ②保護者からの要望などに関しては、組織的に検討することとし、期日などを明示して回答するなど誠意を持って対応にあたる。
- ③相談・連絡など対応の窓口を一本化する。

(6) 関係機関との連携

- ①いじめを確認した際は、教育委員会に速やかに報告する。
- ②状況に応じて、心理や福祉などの専門家、警察等と連携を図る。
- ③関係機関の一覧を明確にしておく。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめ情報



- 発見者は、ブロック長・指導部長・管理職に速やかに情報を上げる。
- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める。
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。



- 「組織」で指導・支援体制を組む。
(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。)
- 必要に応じて情報の再収集や事実関係を明確に把握する。



- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向わせない力を育む。
- いじめの傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

6. ネット上のいじめの対応

「携帯やスマホなどの普及により、ネット上で特定の生徒を中傷したり個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加している状況を踏まえ、下記の通り対策を講じる。」

- (1) 学年に応じた情報モラル教育を行う。(道徳の時間などの活用)
- (2) 携帯・スマホ使い方教室の実施
- (3) 保護者に対するフィルタリング啓発活動
- (4) P T A研修会等での学びあい
- (5) ネットパトロール (※)
- (6) 法務局・警察などとの連携

7. 教職員研修

「学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。」

- (1) 計画的な校内研修の中に「いじめ防止」の内容を組み込む
- (2) 利尻富士町研活動の中で情報交流と学習を行う機会を設ける。
- (3) 町内生徒指導連絡協議会での情報交換
- (4) 局が主催する生徒指導研究協議会の還流
- (5) 各種研究会・研修会の還流

8. いじめ未然防止プログラム年間計画

「学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じて計画的に行い、実践検証が図られるよう、より実効性の高い取り組みを展開する。」

月		道徳・総合的な学習の時間・特別活動等の教科・領域等の関連を図った挨拶運動【絆】プログラム	子ども会議等の児童会・生徒会活動と関連を図ったプログラム	社会教育（家庭・地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	早期発見
4	入学式・始業式 1年生を迎える会	縦割り班活動【絆】 朝読書【環】	挨拶運動【絆】 縦割り班清掃【絆】	交通安全教室【環】	お迎え活動【絆】 道徳教育の充実【居】	ネットパトロール
5	家庭訪問 中修学旅行				お迎え作戦【絆】	家庭訪問
6	合同運動会 北見神社の取組 小中委員会	縦割り班活動 保小中合同運動会		ボランティア【絆】 地域と触れ合う活動【絆】	人権の華【環】 植栽式【環】	いじめアンケート実施
7	壮行会 管内中体連 文月の会 小中委員会		全校遊び【絆】			QUの実施 学校評価アンケート
8	小宿泊学習 劇団四季 防犯教室			防犯教室【環】		
9	職場体験 前期終業式 中宿泊学習				スマホ安全教室【環】	QUの考察と 今後の方針
10	後期始業式 文化祭			どさんこ子どもサミット【絆】		教育相談
11	小保護者懇談週間 児童生徒会選挙	保育所との交流【環】	挨拶運動【絆】	子ども作品展【環】 地域人材を活用した学習活動の充実【居】		保護者懇談 学校評価アンケート
12	師走の会		全校遊び【絆】	ボランティア【絆】		いじめアンケート実施
1	睦月の会 小中委員会					
2	児童生徒総会 卒業を祝う会			地域人材を活用した学習活動の充実【居】		
3	卒業式			地域人材を活用した学習活動の充実【居】		

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態発生時の対応の基本

- ①重大事態が発生した際は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態の押さえ

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ・生徒が自殺を図った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力